

31 居宅訪問型児童発達支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位					
種類	項目												
65	1111	居児発	居宅訪問型児童発達支援給付費 991 単位		通所支援 計画が作 成されない 場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	991	1日につき				
65	1112	居児発・拘束減					986						
65	1113	居児発・未計画1					694						
65	1114	居児発・未計画1・拘束減					689						
65	1115	居児発・未計画2					496						
65	1116	居児発・未計画2・拘束減					491						
65	1117	居児発・専門職員					専門職員が支援を行う場合 679 単位加算			減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	1,670	
65	1118	居児発・専門職員・拘束減									1,665		
65	1119	居児発・専門職員・未計画1					通所支援 計画が作 成されない 場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%		減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	1,169	
65	1120	居児発・専門職員・未計画1・拘束減									1,164		
65	1121	居児発・専門職員・未計画2									835		
65	1122	居児発・専門職員・未計画2・拘束減									830		
65	6770	居児発特別地域加算					特別地域加算				単位加算		1回につき
65	6470	居児発通所施設移行支援加算					通所施設移行支援加算				500 単位加算	500	1月につき
65	5370	居児発上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算			150 単位加算	150	月1回限度					
65	6621	居児発処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		単位加算		1月につき					
65	6616	居児発処遇改善加算Ⅱ			ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	単位加算							
65	6596	居児発処遇改善加算Ⅲ			ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	単位加算							
65	6601	居児発処遇改善加算Ⅳ			ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	単位加算							
65	6606	居児発処遇改善加算Ⅴ			ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	単位加算							
65	6611	居児発処遇改善特別加算			福祉・介護職員処遇改善特別加算	単位加算							
65	6771	居児発特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	単位加算									

(児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき))

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位								
65	9111 居児発・責欠1	居宅訪問型児童発達支援給付費	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	減算が適用される月から4月目まで × 70%	通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	694	1日につき						
65	9112 居児発・責欠1・拘束減						身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	689							
65	9113 居児発・責欠1・未計画1						身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	486							
65	9114 居児発・責欠1・未計画1・拘束減						身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	481							
65	9115 居児発・責欠1・未計画2						身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	347							
65	9116 居児発・責欠1・未計画2・拘束減						身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	342							
65	9117 居児発・責欠2						5月以上連続して減算の場合 × 50%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		496					
65	9118 居児発・責欠2・拘束減						5月以上連続して減算の場合 × 50%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		491					
65	9119 居児発・責欠2・未計画1						通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%		347					
65	9120 居児発・責欠2・未計画1・拘束減						通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%		342					
65	9121 居児発・責欠2・未計画2						通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%		248					
65	9122 居児発・責欠2・未計画2・拘束減						通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%		243					
65	9123 居児発・専門職員・責欠1						専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)		減算が適用される月から4月目まで × 70%	通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	1,169	
65	9124 居児発・専門職員・責欠1・拘束減												身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	1,164	
65	9125 居児発・専門職員・責欠1・未計画1												身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	818	
65	9126 居児発・専門職員・責欠1・未計画1・拘束減												身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	813	
65	9127 居児発・専門職員・責欠1・未計画2												身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	585	
65	9128 居児発・専門職員・責欠1・未計画2・拘束減												身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	580	
65	9129 居児発・専門職員・責欠2												5月以上連続して減算の場合 × 50%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	835
65	9130 居児発・専門職員・責欠2・拘束減												5月以上連続して減算の場合 × 50%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	830
65	9131 居児発・専門職員・責欠2・未計画1												通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	585
65	9132 居児発・専門職員・責欠2・未計画1・拘束減												通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	580
65	9133 居児発・専門職員・責欠2・未計画2	通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%	418											
65	9134 居児発・専門職員・責欠2・未計画2・拘束減	通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%	413											